

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－９ 書面・対面による手続についての留意点</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等及び当局から金融商品取引業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第６条第１項及び第７条第１項の規定により、法令の規定においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、金融商品取引業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－９ 書面・対面による手続についての留意点</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等及び当局から金融商品取引業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第６条第１項及び第７条第１項の規定により、法令の規定においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、金融商品取引業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。</p>

改正後	現行
<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の廃止、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</p> <p>Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等（<u>公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。</u>）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p>なお、<u>公的機関が発行する添付書類</u>については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、<u>原本送付を</u>求めることとする。また、<u>税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を</u>求めることとする。</p>	<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の廃止、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、<u>Ⅱ－１－１０に掲げる原本送付を求める場合を除き、</u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。</p> <p>Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。</p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を</u>求めることとする。</p>

改正後	現行
<p>(1) 金融庁電子申請・届出システム</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム</p> <p><u>金商法第46条の3第1項に規定する事業報告書、同法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に規定する事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項（同法附則第3条の3第4項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）において適用する場合を含む。）に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV-4-1 登録</p>	<p>(1) 金融庁電子申請・届出システム</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p><u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム</p> <p><u>金商法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に基づく事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項（同法附則第3条の3第4項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）において適用する場合を含む。）に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</u></p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV-4-1 登録</p>

改正後	現行
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。</u></p> <p>①・② (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>原本によるものとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>VI-3 諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新規登録申請に係る留意事項</p> <p>新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。</p> <p>なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、<u>原本によるものとする。</u></p> <p>①・② (略)</p>

改正後	現行
<p>VI-3-5 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>VI-3-5-4 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の<u>租税特別措置法第83条の2の2</u>第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が<u>租税特別措置法第83条の2の2</u>第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(イ・ロ 略)</p> <p>ハ. 照明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類などにより以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産(<u>租税特別措置法第83条の2の2</u>第2項第1号に定める特定不動産をいう。)の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合(以下この(1)において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>(b・c 略)</p> <p>ニ. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法</p>	<p>VI-3-5 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>VI-3-5-4 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の<u>租税特別措置法第83条の2の3</u>第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が<u>租税特別措置法第83条の2の3</u>第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(イ・ロ 略)</p> <p>ハ. 照明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類などにより以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産(<u>租税特別措置法第83条の2の3</u>第2項第1号に定める特定不動産をいう。)の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合(以下この(1)において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>(b・c 略)</p> <p>ニ. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法</p>

改正後	現行
<p>律（平成 27 年法律第 9 号）附則第 1 条本文に規定する日（平成 27 年 4 月 1 日）前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>（a・b 略）</p> <p>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 2 項の規定の適用が無い</u>ため、<u>証明書の発行は行わない</u>ことに留意すること。</p> <p>② （略）</p> <p>（2）投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 3 項の規定</u>に基づく登録免許税軽減のための<u>租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 第 3 項</u>に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定の適用を受けられることができる日は、当該特定資産取得後 1 年以内であることを留意するものとする。</p> <p>（イ・ロ 略）</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 規約に資産運用の方針として、特定不動産（<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 3 項第 1 号</u>に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計</p>	<p>律（平成 27 年法律第 9 号）附則第 1 条本文に規定する日（平成 27 年 4 月 1 日）前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>（a・b 略）</p> <p>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 2 項の規定の適用が無い</u>ため、<u>証明書の発行は行わない</u>ことに留意すること。</p> <p>② （略）</p> <p>（2）投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 3 項の規定</u>に基づく登録免許税軽減のための<u>租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 第 3 項</u>に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 3 項</u>の規定の適用を受けられることができる日は、当該特定資産取得後 1 年以内であることを留意するものとする。</p> <p>（イ・ロ 略）</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 規約に資産運用の方針として、特定不動産（<u>租税特別措置法第 83 条の 2 の 3 第 3 項第 1 号</u>に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計</p>

改正後	現行
<p>額に占める割合（以下この（２）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>（b～d 略）</p> <p>（二 略）</p> <p>（a 略）</p> <p>b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、<u>租税特別措置法第83条の2の2</u>第3項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>（略）</p> <p>（イ・ロ 略）</p>	<p>額に占める割合（以下この（２）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>（b～d 略）</p> <p>（二 略）</p> <p>（a 略）</p> <p>b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、<u>租税特別措置法第83条の2の3</u>第3項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>（略）</p> <p>（イ・ロ 略）</p>

改正後	現行
<p>(別紙様式VI-11) (投資信託) (登録免許税) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の2第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款 (写)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: 不動産売買契約書 (写) 等 (当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</li> <li>: 不動産の登記事項証明書 (写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</li> <li>: 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第9号) 附則第1条本文に規定する日 (平</li> </ul>	<p>(別紙様式VI-11) (投資信託) (登録免許税) (日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名)</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款 (写)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: 不動産売買契約書 (写) 等 (当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</li> <li>: 不動産の登記事項証明書 (写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。)</li> <li>: 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第9号) 附則第1条本文に規定する日 (平</li> </ul>



改正後	現行												
<p>成27年4月1日)前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。)</p> <p>: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>: 運用報告書(直近期)</p> <p>: 租税特別措置法第83条の2の2第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。)</p>	<p>成27年4月1日)前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。)</p> <p>: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>: 運用報告書(直近期)</p> <p>: 租税特別措置法第83条の2の3第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。)</p>												
証 明 書	証 明 書												
<p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の2の2第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。(当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。)</p> <p>2. 当該不動産の取得は、法第83条の2の2第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="212 1129 734 1246"> <tr> <td>(1) 同号イに該当する割合</td> <td>100分の</td> </tr> <tr> <td>(2) 同号ロに該当する割合</td> <td>100分の</td> </tr> <tr> <td>当該不動産取得前の割合</td> <td>100分の</td> </tr> </table>	(1) 同号イに該当する割合	100分の	(2) 同号ロに該当する割合	100分の	当該不動産取得前の割合	100分の	<p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の2の3第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。(当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。)</p> <p>2. 当該不動産の取得は、法第83条の2の3第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="1193 1129 1715 1246"> <tr> <td>(1) 同号イに該当する割合</td> <td>100分の</td> </tr> <tr> <td>(2) 同号ロに該当する割合</td> <td>100分の</td> </tr> <tr> <td>当該不動産取得前の割合</td> <td>100分の</td> </tr> </table>	(1) 同号イに該当する割合	100分の	(2) 同号ロに該当する割合	100分の	当該不動産取得前の割合	100分の
(1) 同号イに該当する割合	100分の												
(2) 同号ロに該当する割合	100分の												
当該不動産取得前の割合	100分の												
(1) 同号イに該当する割合	100分の												
(2) 同号ロに該当する割合	100分の												
当該不動産取得前の割合	100分の												

改正後	現行
<p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の2第2項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合に限り記載するものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○ 印</p>	<p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の3第2項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合に限り記載するものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○ 印</p>
<p>(別紙様式VI-14) (投資法人) (登録免許税) (日本産業規格A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>○○財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号 (投資法人名)</p>	<p>(別紙様式VI-14) (投資法人) (登録免許税) (日本産業規格A 4)</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>○○財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号 (投資法人名)</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>執行役員（氏名）</u></p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の2第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの）</li> <li>：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）</li> <li>：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）</li> <li>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</li> <li>：資産運用報告書（直近期）</li> <li>：租税特別措置法第83条の2の2第3項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。）</li> </ul> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p>	<p style="text-align: center;"><u>執行役員（氏名）</u></p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の3第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの）</li> <li>：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）</li> <li>：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）</li> <li>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</li> <li>：資産運用報告書（直近期）</li> <li>：租税特別措置法第83条の2の3第3項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。）</li> </ul> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p>

改正後	現行
<p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2の2</u>第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2の2</u>第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p>当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2の2</u>第3項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合に限り記載するものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇 印</p>	<p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2の3</u>第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2の3</u>第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p>当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2の3</u>第3項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合に限り記載するものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇 印</p>